

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()					
各 連 結 法 人 に お け る 繰 越 分 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)			21	円			
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2		経営革新設備等の取得をした各 連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)			22				
					繰越税額控除限度超過額を有する 各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)			23				
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十一)付表「8」の合計)		3		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)			24				
	当 期 分	同 上 の う ち 建 物 及 び そ の 附属設備の取得価額の合計額			4	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{20}{100}$			25		
		税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$			5		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)			26		
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十一)「31の②」)			27		当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (26) - (27)			28		
	法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$			6	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{20}{100}$			29		
		個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$			7		総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26))			30		
		法 人 税 額 基 準 額 ((6)と(7)のうち少ない金額)			8		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平	：	：	31	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((5)と(8)のうち少ない金額)		9		平	：		：	32			
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		10		平	：		：	33			
	繰 越 分 算	当 期 税 額 控 除 額 (9) - (10)			11	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平	：	：	34		
		繰越税額控除限度超過額 (43の計)			12		平	：	：	35		
		調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$			13		平	：	：	36		
	法 人 税 額 基 準 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$			14	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平	：	：	37		
		個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9))			15		平	：	：	38		
		法 人 税 額 基 準 額 ((13)と(15)のうち少ない金額)			16		平	：	：	39		
	繰 越 分 算	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((12)と(16)のうち少ない金額)			17	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	合 計			40		
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)}$ + $(38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$		18	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (35) - (40)			41				
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (17) - (18)		19	法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41)				42					
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)		20	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算			連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当 期 控 除 可 能 額	翌期繰越額 (43) - (44)			
						43	44	45				
			平 平 ：			円	円					
			平 平 ：					外 円				
			平 平 ：					外				
			平 平 ：					外				
			計				(17)					
			当 期 分			(5)	(9)	外				
			合 計									

別表六の二十一 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十一）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成24年改正法附則第33条第1項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法（以下「平成24年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の14第2項又は第3項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 経営革新設備等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 経営革新設備等又は特定経営革新設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作

成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「当期分3～11」及び「当期分25～28」の各欄は、平成24年旧効力連結措置法第68条の14第1項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人が同項に規定する経営革新設備等を平成14年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をし、沖縄県の地域内において事業の用に供した場合に、その経営革新設備等につき、その供用年度において平成24年旧効力連結措置法第68条の14第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。

4 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、平成24年改正法附則第34条《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。